

別表第7

解除の基準

指定場所	禁止行為	承認要件
		キャバレー・バー・ナイトクラブ・ダンスホール・飲食店
舞台	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 4 従業員等による監視体制が確立されていること。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が確立されていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 6 火炎の長さが20cm、幅が70cm以内とし、安全な距離を100cm以上確保すること。 7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 エ 火花を噴き出す花火を使用する際は、火花の飛散範囲を2m以内とし、飛散範囲の周囲2mの床面に防火性能を有する材料で覆うこと。
	危険物品持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員等による監視体制が確立されていること。 2 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。 4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。

舞 台	危険物品持ち込み	<p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第3に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量が0.5kg以下であること。</p> <p>(4) 火薬類の薬量が0.1g以下のものは30個、0.1gを超え15g以下のものは5個以下であること。</p>
公衆の出入りする部分	危険物品持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が確立されていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。（能力単位2以上）ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。</p> <p>4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第3に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量が10kg以下であること。</p>